



労働基準監督官の仕事

働く人のために その力を原動力に



労働基準監督官の仕事 ～働く人のために その力を原動力に～

労働基準監督官は、あらゆる職場に立ち入り、労働基準法などの労働関係法令を企業に遵守させるよう指導し、**働く人の労働環境を守ることを任務**とする厚生労働省の専門職員です。

厚生労働省労働基準局

都道府県労働局（47箇所）

労働基準監督署（321箇所）

労働基準監督署

方面

安全
衛生課

労災課

業務課

労働基準監督官の仕事 ~働く人のために その力を原動力に~

監督指導業務

労働者の労働条件を守る

- ・労働基準法などに基づく届出の受付
- ・労働者などの労働法令の相談対応
- ・事業場への監督指導

安全衛生業務

労働者の健康、安全を守る

- ・職場の健康、安全活動への技術的な指導
- ・労働災害の原因調査

労働基準監督官

労働犯罪を取り締まる

- ・取り調べ、実況見分
- ・搜索、差押
- ・逮捕などの強制捜査

司法警察業務

労働者の労働災害を補償する

- ・労災保険の給付など

労災補償業務

監督指導業務の概要 1

企業への監督指導

労働者から相談



臨検監督に出発



機械・設備、作業を確認



労務関係資料を確認



指導文書の交付

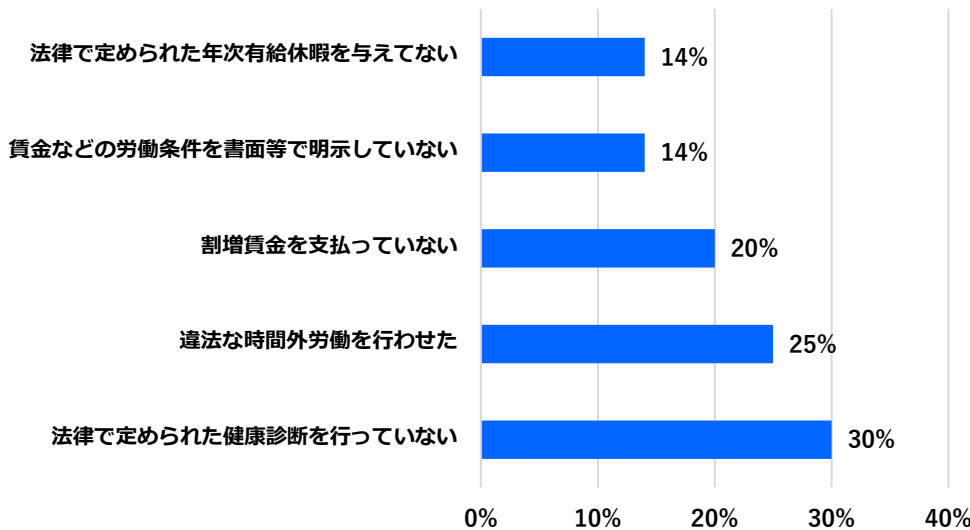


監督指導業務の概要 2 ～監督指導の状況～

定期監督（主体的、計画的に実施する監督指導）は、令和4年には**約14万3,000件**実施し、そのうち**約71%**の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

これらの法違反のほとんどは、**労働基準監督官の指導等によって是正**されています。

主な法違反の内訳（令和4年）



Topic

労働基準監督署による監督指導の結果（全国）

○賃金不払残業の監督指導結果（令和5年）

- (1)対象件数
21,349件
- (2)対象労働者数
18万1,903人
- (3)支払われた賃金合計額
101億9,353万円

○長時間労働が疑われる事業場への監督指導結果（令和5年度）

- (1)監督実施件数
26,117事業場
- (2)違法な時間外労働があった件数
11,610事業場
 - うち、月100時間超：3,417事業場（29.4%）
 - うち、月150時間超：737事業場（6.3%）
 - うち、月200時間超：35事業場（0.3%）

監督指導業務の概要 3 ～申告監督の状況～

労働条件に関する相談や、勤務先が労働基準法などに違反している事実について、行政指導を求める申告を労働者から受け付けており、令和4年には、**約1万6,600事業場**に監督指導を実施しており、そのうち**約67%**の事業場において、法律違反が認められました。

申告される内容として多いのは、基本賃金や割増賃金（いわゆる残業代）の不払い、解雇予告違反などとなっています。

申告事項		被申告事業場数	違反事業場数	違反率
賃金不払規定違反	基本賃金、割増賃金の不払いなど	16,297	8,262	50.7%
解雇規定違反	解雇予告手当不払いなど	2,660	1,014	38.1%
労働時間規定違反	長時間労働など	437	246	56.3%
その他労基法違反	年次有給休暇未付与など	3,074	1,693	55.1%
安全規定違反	墜落防止措置義務違反など	127	56	44.1%
衛生規定違反	健康診断未実施など	199	106	53.3%
その他安全衛生規定違反	労働時間の未把握など	97	47	48.5%

Topic 賃金不払事案の状況(令和4年全国)

○新規把握

- (1)対象件数
9,136件
- (2)対象労働者数
1万8,000人
- (3)支払われた賃金合計額
53億1,800万円

○解決状況

- (1)対象件数
6,443件
- (2)対象労働者数
1万2,000人
- (3)支払われた賃金合計額
25億5,000万円

司法警察業務の概要 1

悪質企業への司法警察職員としての対応

捜査会議



捜索・差し押さえ



証拠品の分析



取調べ



逮捕



検察庁に送検



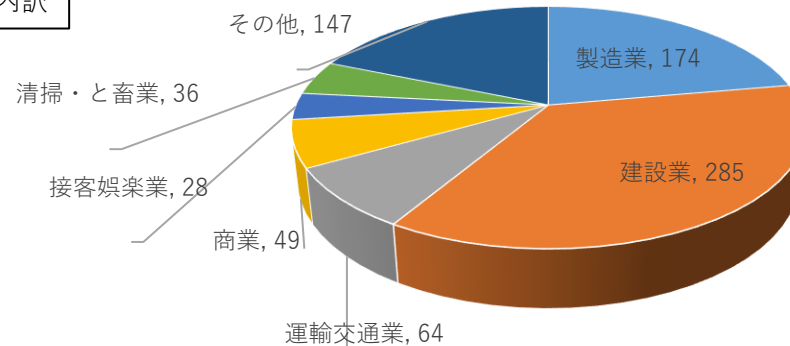
司法警察業務の概要 2 ～送検の状況～

労働基準監督官は司法警察員の職務を担い、労働基準関係法令の犯罪捜査を行います。監督指導の結果、是正勧告を受けた法違反を事業主が是正しないなど、**重大・悪質な事案については、司法警察員として、刑事訴訟法に基づき、取り調べなどの任意捜査や、搜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検**します。

Topic
送検事件の状況（令和4年全国）

○労働基準法違反	253件	○労働安全衛生法違反	518件
うち賃金不払い	130件	うち設備等関連違反	184件
労働時間	32件	作業方法関連違反	123件
労働条件の明示	20件	報告義務違反	87件

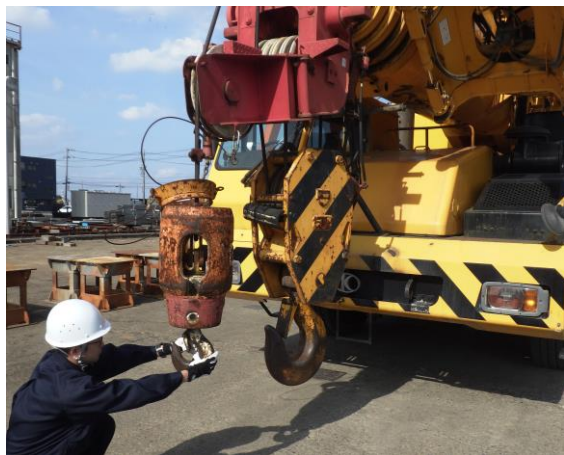
業種ごとの送検事件の内訳



安全衛生業務の概要 1

企業への安全衛生指導

機械や設備の安全確認



災害調査

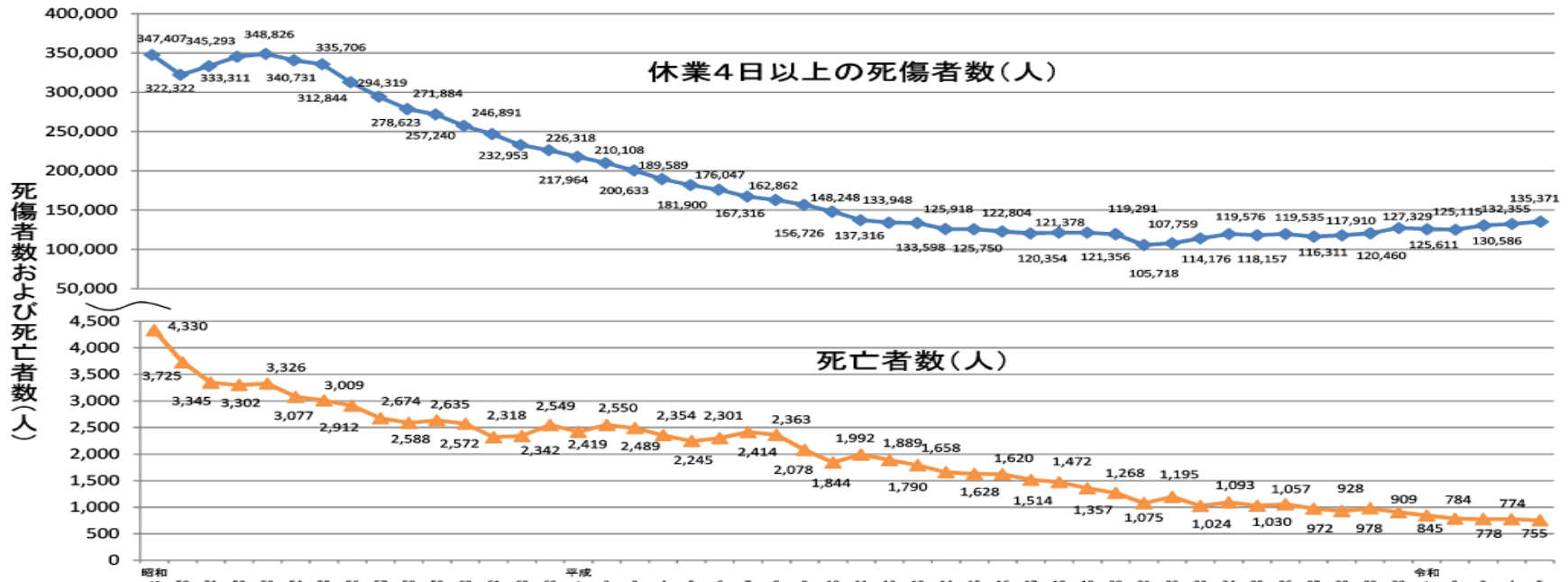


安全衛生業務の概要 2 ～労働災害発生の状況～

我が国の労働災害による死亡者数は、**長期的には減少傾向**となっています。一方で、死傷者数は近年、**増加に転じている**状況であり、主に第三次産業での死傷者数が増加している。そのため、第14次労働災害防止計画を策定し、第三次産業の労働災害の削減にも注力しています。

労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

- ・ 死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、3年連続で増加した。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

労働基準監督官の仕事

～働く人のために

その力を原動力に～

その他の業務

労災保険の認定調査



窓口での法令相談、電話相談



セミナーでの法令説明



その他にも
いろいろあるよ



労災補償業務の概要

仕事や通勤が原因で負傷した場合などに、労働者やそのご遺族に対して、必要な保険給付を行う政府所管の保険制度として、**労働者災害補償保険**（いわゆる労災保険）の給付を行うために、請求された個々の事案ごとに審査や調査を行い、労災保険適用の有無や給付範囲などの判断（認定）を行う業務です。

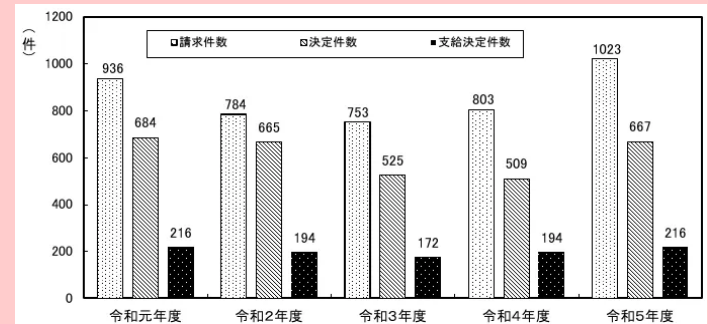
労災認定に当たっては、被災者や事業場関係者などから聴き取りを行ったり、関係資料の収集や主治医や専門医から医学的な意見を求めるなど、労災の認定基準に基づく高度な判断を行うための調査を行っています。



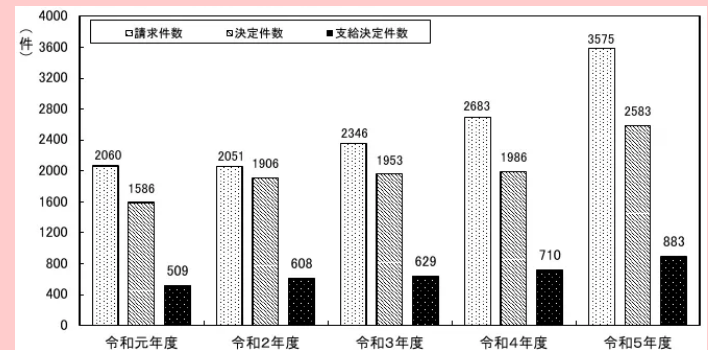
Topic

労災補償給付の状況（令和5年度全国）

脳心臓疾患



精神障害



その他雇用環境均等業務の概要

フリーランスからの相談対応・企業指導や、パワハラ・セクハラなどの個別労働紛争に係る総合労働相談にかかる助言・指導も行っています。

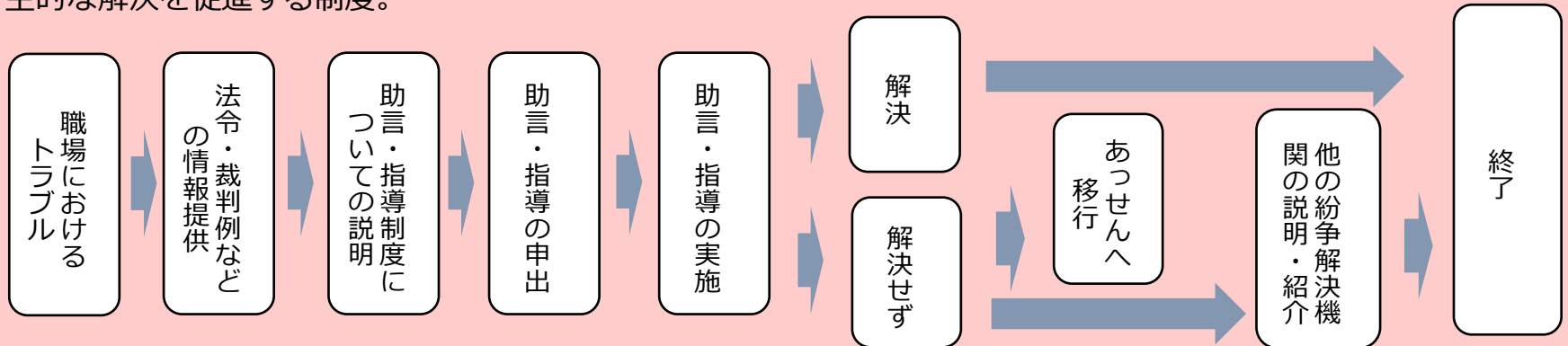


令和5年度の個別労働紛争解決制度の実施状況

内容		件数	前年度比
総合労働相談		121万412件	3.0%減
内訳 延べ数	法制度の問い合わせ	83万4,829件	3.1%減
	労働基準法等の違反の疑いがあるもの	19万2,961件	2.4%増
	民事上の個別労働関係紛争相談	26万6,162件	2.2%減
助言・指導申出		8,372件	4.8%増
あつせん申請		3,687件	5.6%増

Topic 個別労働関係紛争解決制度とは

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の民事上の紛争（労働基準法等の違反に関するものを除く）に対して、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことで、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。



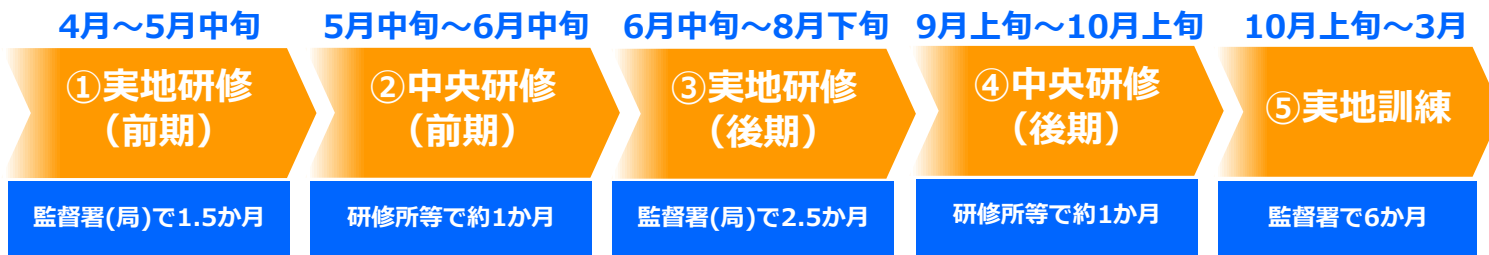
採用後の教育研修プログラムの概要 1

新規採用者等への教育研修

採用後に実施される研修は、法令に関する知識や産業の安全衛生に関する知識等を十分に修得できるカリキュラムとなっていますので、文系・理系どちらの方でも労働基準監督官として活躍することができます。

労働基準監督官は、採用後1年間、監督関係業務に係る基礎的研修及び実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修（前期及び後期）を約2か月間にわたり受講することになります。

また、その後も定期的または昇進等などのタイミングで、業務スキル向上のための中央研修が計画され、労働基準監督官の人材教育を図っています。



① 実地研修 (前期)

- 労働基準行政の概要、監督業務、安全衛生業務、労災補償業務の概要
- 監督署業務の実務補助、工場等の実地見学 など

② 中央研修 (前期)

- 一般法学
- 労働基準関係法令
- 監督業務
- 安全衛生業務
- その他

③ 実地研修 (後期)

- 相談、各種届出等の対応
- 監督業務、安全衛生業務、労災補償業務、司法警察業務等の実施要領 など

④ 中央研修 (後期)

- 一般法学
- 監督業務
- 安全衛生業務
- 司法警察業務
- その他



一般法学受講風景



災害調査実務受講風景

採用後の教育研修プログラムの概要 1

労働局での教育研修

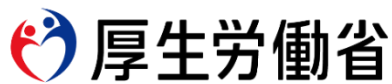
中央研修のほかに、労働基準監督官が所属する労働局においても、業務スキルの向上のための教育研修を行っており、教育研修プログラムは労働局ごとの違いがあります。

<長崎労働局における教育研修プログラム（一部抜粋）>

時期	内容
4月ごろ	新規採用労働基準監督官研修 ・業務システムの操作方法、各種届出受付方法 ・県内関連施設の見学 など
7月ごろ	初級労働基準監督官研修（任官後1年目～3年目職員を対象） ・監督指導業務や司法警察業務の基礎知識の習得を目的に実施
9月ごろ	中級労働基準監督官研修（任官後4～7年目職員を対象） ・監督指導業務や司法警察業務の専門スキル向上を目的に実施
12月ごろ	安全衛生研修及び司法警察業務研修①（全労働基準監督官を対象） ・安全衛生業務や司法警察業務の専門スキル向上を目的に実施
1月ごろ	司法警察業務研修②（若干名の労働基準監督官を対象） ・司法警察業務の更なる専門スキル向上を目的に実施

労働基準監督官の仕事 ～働く人のために その力を原動力に～

労働基準監督官の業務の内容など、より詳しく知りたい・若手労働基準監督官に仕事の話聞いてみたいというご希望があれば、下記までご連絡いただければ、個人・グループであっても業務説明などをさせていただきます。お気軽にご連絡いただければと思います。



厚生労働省
長崎労働局労働基準部監督課
〒850-0033
長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階
TEL:095-801-0030

